

【全体計画・基準等の概要】

1 〔学校図書館経営方針〕

「学校図書館経営方針」とは、学校の教育活動全体を通して学校図書館の機能が効果的に働くよう、学校図書館の運営、組織、活用、整備等について、学校としての具体的な方針を示すものである。

2 〔学校図書館全体計画〕

「学校図書館全体計画」とは、各学校における学校図書館の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して学校図書館の活用を図るための方策を総合的に示した教育計画である。

3 〔学校図書館運営計画〕

「学校図書館運営計画」とは、図書館運営や図書行事計画を中心に、図書館主任・司書教諭や学校図書館指導員、担任等が、年間を通してどのような活動をするかを明示し、学校図書館を組織的・計画的に運営するための年間計画である。

4 〔学校図書館運営の役割分担〕 一覧表・分担図

「学校図書館運営の役割分担」とは、学校図書館運営計画に基づき、図書館主任・司書教諭や学校図書館指導員、担任等の仕事の内容と分担を明記したものである。実際の活動においては、全教職員の理解と協力が重要である。

5 〔学校図書館活用計画〕

「学校図書館活用計画」とは、児童の発達段階に即して、学校図書館が学校全体で意図的・計画的に活用されるよう、各学年、各教科で図書館を活用する学習单元等を示した年間の指導計画である。

6 〔読書活動年間指導計画〕

「読書活動年間指導計画」とは、学校図書館全体計画に基づき、各教科等の指導を通して扱われる読書活動について、指導の内容、指導の順序、使用する図書などを定めた具体的な年間の指導計画である。

7 〔図書選定基準、図書廃棄基準、整備方針、利用規程〕

図書の選定や廃棄、図書館の整備、図書館の利用について、それぞれの基準や規定を定める必要がある。

なお、選定基準及び廃棄基準については、学校図書館における図書の選定と管理にあたり、学校の教育課程の展開に寄与する教育的価値の高い図書の選定及び蔵書の点検評価を行うことを目的として、「図書選定基準」及び「図書廃棄基準」を制定している。

8 〔その他の資料等〕

上記の計画類の他、図書館配置図や利活用の概要など。

【全体計画・基準等の意義】

学校図書館は、学校教育に必要な図書資料等を収集、整理し、これを児童と教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備である。

本校では、学校図書館活用の全体計画等を作成し、学校図書館活用等に関する基本的な方針を示すとともに、具体的な指導計画や必要な基準等を定め、学校のすべての教育活動を通して学校図書館を活用するよう、意図的・計画的な教育を進めている。

【全体計画・基準等の作成の留意点】

なお、諸計画・基準等の作成においては、次の点に留意する必要がある。

- ア 学校図書館の意義やねらいを全教職員が共通理解し、学校組織で作成すること。
- イ 児童等の実態、家庭・地域社会及び教職員の願いを把握すること。
- ウ 社会の課題や要請、関連法規、教育行政施策等を踏まえること。
- エ 学校の教育目標や校長の経営方針に基づき、学校図書館の目標等を定めること。
- オ 発達段階に即して目指す児童像を具体的に示すこと。
- カ 年間指導計画の作成においては、各教科等の特性に応じて学校図書館を活用すること。
- キ 学校図書館活用の目標や課題は、学校や地域の実態に応じたものとする。
- ク 家庭・地域社会及び関係機関との連携について、具体的な内容・方策を示すこと。
- ケ 各目標などは、肯定的な表現で示すこと。
- コ 年度ごとに改善、見直しを図ること。